十　第一条中地方税法施行令附則第十一条第一項から第三項まで及び第十五項の改正規定並びに同条第十五項を同条第十六項とし、同条第四項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に一項を加える改正規定　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　　号）の施行の日

十一　第一条中地方税法施行令附則第六条の二第六項の改正規定　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　　号）の施行の日

十二　第一条中地方税法施行令附則第六条の二第三項の改正規定　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

十三　第一条中地方税法施行令第三十七条の七及び第五十一条の十五の四の改正規定並びに同令第五十二条の八の改正規定（「第十八条第一項第三号」を「第十八条第三号」に改める部分に限る。）　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第　　号）の施行の日

（相続人の代表者の指定等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第二条第二項第二号及び第三号（これらの規定を同条第六項後段において準用する場合を含む。）の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第九条の二第一項後段又は新令第二条第六項前段の規定による届出について適用し、同日前に行われた同法第九条の二第一項後段又は第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第二条第六項前段の規定による届出については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の道府県民税又は同日以後に開始する最初の連結事業年度に係る法人の道府県民税についての新令第八条の六第一項（新令第八条の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、同項中「六を」とあるのは、「一・九を」とする。

（事業税に関する経過措置）

第四条　新令第二十条の二の十九第三項から第五項まで（これらの規定を新令第二十条の二の二十第二項、第二十条の二の二十三第三項、第二十条の二の二十五第二項及び第五項、第二十一条の八第三項、第二十三条第二項並びに附則第六条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十条の二の二十一及び附則第六条の二第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　平成二十九年度における地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の地方税法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（次項及び第四項において「法人事業税交付金」という。）に係る新令第三十五条の四の四、第三十五条の四の五第一項、第五十七条の二の四及び第五十七条の二の五第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の四の四第三十五条の四の五第一項	百分の五・四	同条に規定する各市町村の従業者数
	百分の二・七	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の五第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額

第三十五条の四の五第一項の表八月の項	百分の五・四	前年度三月
	百分の二・七	四月
第三十五条の四の五第一項の表十二月の項及び三月の項並びに第五十七条の二の四	百分の五・四	同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数
	百分の二・七	平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項に規定する各市町村の法人税割額及び法第七百三十四条第五条第二項第一号に掲げる税額のうち法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額
第五十七条の二の五第一項の表八月の項	百分の五・四	前年度三月
	百分の二・七	四月
第五十七条の二の五第一項の表十二月の項及び三月の項	百分の五・四	前年度三月
	百分の二・七	四月

3　平成三十年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の六第一項及び第五十七条の二の五第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の四の六第一項	を同条	の三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の五第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額の三分の二に相当する額を同項の規定により読み替えられた同条
第五十七条の二の五第一項	を同項	の三分の二に相当する額を地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び法第七百三十四条第二項第一号に掲げる税額のうち法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の一に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項

4　平成三十一年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の六第一項及び第五十七条の二の五第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の四の六第一項	を同条	の三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の五第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額の三分の二に相当する額を同項の規定により読み替えられた同条